

松本市行政行動指針 2021－2025（案）に対するパブリックコメントの結果について

1 募集期間

令和3年6月19日（土）から7月18日（日）までの30日間

2 募集方法

- (1) 市ホームページ
- (2) 窓口（行政管理課、行政情報コーナー、各地域づくりセンター）

3 実施結果

- (1) 件数
2件（1人）
- (2) 提出方法
窓口持参 2件（1人）
- (3) 意見等に対する対応

区 分	件 数
ア 反映する意見	1件
イ 参考とする意見	1件
計	2件

4 意見等の概要及び市の考え方

「Ⅲ 指針、取組みの具体例及び方策」に関する意見

No.	項目	意見等の概要	市の考え方
1	1－2 「新たな日常」に対応する市役所の構築 ○ 組織の機能的な配置	「住民自治力の向上を支援する行政組織」とは、地区公民館ではないのか。	【ア 反映する意見】 p.8の「○ 市民に身近な市役所の構築」の前段を次のとおり改めます。 「ICTを活用して、地域の身近な行政サービスを充実するとともに、住民自治を更に支援する施策を推進します。」
2		どこに何を配置していくのか。市役所分散に向けたような表現は改めていただきたい（市役所の分散には反対）。	【イ 参考とする意見】 本指針は、時間や場所にとらわれず行政機能を発揮できる、職員の目指す行政行動の方向性を示したものです。 市役所新庁舎建設計画については、別途検討を進めます。